

「登記・供託オンライン申請システム」の開発等に関する意見交換会 議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成21年12月17日（水）14：30～17：40
- 2 場 所：東京高等検察庁第2会議室（合同庁舎6号館A棟17階）
- 3 出席者：
（座 長）中村法務大臣政務官
（参加者）岡田真明司法書士，坂巻正勝司法書士，芝将宏司法書士，島崎仁嗣司法書士，
武田則昭司法書士，水谷公孝司法書士・土地家屋調査士，三好千江子司法書士，日
本司法書士会連合会（今川嘉典副会長，加藤政也常任理事），内田尚宏土地家屋調
査士，田畑優樹土地家屋調査士，日本土地家屋調査士会連合会（松岡直武会長，國吉
正和常任理事）
（法務省民事局）（総務課）小川総務課長，（総務課登記情報センター室）中垣登記情報
センター室長，齊藤補佐官，古谷法務専門官，（民事第二課）小野瀬民事第二課長，
澤村局付，小宮山地図企画官，前田補佐官，岩崎補佐官
（法務省）大成CIO補佐官

4 座長あいさつ

（中村政務官）

皆さん，こんにちは。本日は，年末，日常業務でお忙しい中，ご足労いただきまして，本当にありがとうございます。本日の意見交換会は，登記オンライン申請システムの更新に当たり，利用者の皆様からご意見を賜りたいという趣旨で開かせていただきました。今回の更新は，前政権の下で進められてきたものであり，政権交代後の現在の法務省政務三役の問題意識として，改めての検証をさせていただく必要があるのではないか，検証するのであればできるだけ情報公開を行い，幅広くご意見を賜ることが必要ではないか，ということが問題意識としてありました。そこで10月から法務省インターネットサイトでの情報公開を行い，11月に改めてパブリックコメントの募集，そして本日の意見交換会という流れで進めさせていただいたところでもあります。この流れを作りましたのは，本日お見えの先生方のメール等での働きかけ，ご尽力の賜物でございます。まさに声を上げていただくことが進め方の改善につながってきたことに改めて感謝を申し上げます。また，今まで民事局をご指導いただいております日本土地家屋調査士会連合会，そして日本司法書士会連合会，改めて本日もご参加をいただき感謝を申し上げます。本日は時間の都合もあり，今回の発言者としては，資格者代理人の先生方に限らせていただいておりますことを改めてお詫び申し上げますとともに，ご理解賜りますようお願い申し上げます。今までのこの登記オンライン申請システムの方針については，進め方が不透明であったということ，それを私達は率直に反省をしております。そして今まで，法務省として取り組んできたことが本日の意見交換会でご理解していただけるような，そういう会にして参りたいと考えております。ぜひ，皆様の忌憚ないご意見を賜りますようお願いを申しまして，冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔議事概要〕

- 資料1に基づき，「登記・供託オンライン申請システム」の概要について，登記情報センター室から説明を行った。
- 配布資料はすべて公開とし，議事要旨は参加者の氏名を明示して公開することが了承された。

○ 各参加者から、以下のとおり、意見発表が行われた。

(岡田司法書士)

- ・ 登記・供託オンライン申請システムは、今までよりも使い勝手が大幅に改善されて、私の意見も登記・供託オンライン申請システムに反映されている。
- ・ 現在、書面申請の場合、制度上は17時15分までに申請すれば当日付けで処理がされるが、現行オンライン登記申請システムの場合は多少タイムラグがあるので、何時までにユーザー側で送信すれば当日付けで受付されるのかということが明確に分かると助かる。

(坂巻司法書士)

- ・ 私の意見は、配布資料3の「オンライン制度の理想と現実」に記載したとおり、基本的には日本の財政問題という大きな問題が根底にある。非常に切迫した未曾有の状況で、オンライン申請の促進によって何とか行政の効率化を図らなければならない、もっと資格者代理人を使って、もっと資格者代理人の意見を聞いて、行政を効率化できるところは効率化していかなければならない。
- ・ システムに関する意見は多々あり、例えば、文字コードの問題がある。一般的にワープロソフトで打てる、変換できるJIS2004水準の文字がこのオンライン申請システムでは外字扱いになってしまうという問題がある。
- ・ 商業・法人登記では、登記すべき事項の記載例を利用して効率的に申請書を作成することができるが、不動産登記では、項目ごとに入力をしなければならないという問題がある。
- ・ しかし何と言っても、本日、一番意見を述べなければならないのは、登記識別情報の問題である。今回のシステム改修で登記識別情報について改善がされることを大変期待していたが、登記識別情報という大きな問題に関して、改善がされていない。
- ・ 登記識別情報に関しては、①有効証明に関する問題、②提供方法に関する問題、③管理に関する問題がある。
- ・ ①有効証明に関する問題では、自動化がずっと以前から課題となっているが、今回の大規模なシステム改修でも、それが実現されていない。
- ・ ②提供方法に関する問題では、書面申請であれば、通知書をコピーして法務局に提出すればいいが、オンライン申請では、12桁の英数字を入力しなければならない。
- ・ ③管理に関する問題では、そもそも“書面”ではなく、“情報”として管理することが難しいので、シールをはった通知書で管理することが一般的に行われているが、このシールがはがれない、登記識別情報自体が見えないというような問題が指摘されている。

(芝司法書士)

- ・ 法改正等の話は別の機会とし、今回はシステムの見直しについてのみ意見を発表する。
- ・ 新システムで、民間事業者が提供するソフトとの連携方式として、Webサービス連携方式を導入したことは、大きな改善点である。
- ・ Webサービス連携方式の民間事業者のテストは、本年10月の民間事業者に対する説明会時は新システム運用開始後からテスト環境を提供するとのことであったが、運用開始時に間に合うようにとの要望を踏まえ、1月開始となった。しかし、1月では、もし、不具合があった場合、運用開始に間に合わない可能性がある。このため、テスト開始を12月とすることを要望するが、1月になるのであれば、例えば、旧システムと新システムを並行稼働させたり、それもできなければ、数週間でもシステムの稼働を遅ら

せてほしい。

- ・ 登記と代金決済の同時履行の場面で、登記識別情報の有効性検証に時間がかかることがあるので、自動検証を是非とも実現してほしい。これが実現されれば、取引場面でもオンライン申請がかなり使えるようになる。

(島崎司法書士)

- ・ 民主党政権に政権交代して、薬害肝炎被害者の皆さんは、命を救われた。今日は、中村政務官に、現場の声を訴えに来た。政権交代によって、必ず変化があることを期待している。
なお、私の配布資料にある確認事項については、おって（近日中に）お答え願いたい。
- ・ 今日はシステム開発に関することであるが、それに先立って解決しなければならないのは、登記識別情報制度である。第一にシステム開発の前に登記識別情報を廃止すべきこと、第二に廃止を含めた添付書類の省略等の登記法の大改正がシステム開発の大前提であること、第三にこれが理解できないのであれば、法務省及び連合会はオンライン政策から撤退してほしい。情報公開と現場の重視で、公正、適正な、オンラインの構築が必要である。その理由は次のとおり。
- ・ まず、登記識別情報制度は、これまで何度も問題が発生し、そのたびに検証が不十分で、再発防止ができなかったと考える。その結果、書面で通知を受けざるを得ないのに、最近では目隠しシールがはがれず、アイロンではがさなければならないという問題も発生している。
- ・ いわゆる登識研究会〔編注：「登記識別情報制度についての研究会」（平成18年12月報告書取りまとめ）〕や、自民党PT〔編注：自由民主党政務調査会司法制度調査会登記オンラインプロジェクトチーム〕でも、1、2年の間に問題を解決することが存続の条件だったはずである。さらに、今年、法務省は、自民党PTで不動産登記のオンライン年間利用率20%の約束をしたにもかかわらず、達成できていない。これは、特例方式という見せ掛けのオンライン方式では限界があるということを認めるべきだ。
- ・ どんなにシステムを変えたところで、考え方を変えなければ、法務省及び連合会にオンライン政策の担当能力がないのであるから、完全オンラインなど未来永劫できない。完全オンラインができないことが分かっている、ある目的（国家無答責）を隠して、自民党政権のもとで、この制度を導入したと言わねばならない。
- ・ 登記識別情報が不公正だというなら、選択的制度だから使わなければいいと指摘する人がいるが、今の登記法の実態は、選択的制度であるはずの司法書士ら資格者代理人の本人確認情報が使えない場面がある。登記済証のときは、印鑑証明はいらなかったと、（担保権抹消の）金融機関に言われたり、面談要件や登記官が職権でできる本人確認が資格者には細かな規制が多すぎて使えない。
- ・ 甲号オンラインは、登記識別情報を廃止して法改正した後に、添付書類省略等の枠組みで作り直すべきだ。

(武田司法書士)

- ・ 平成17年の暮れ、京都地方法務局でオンライン申請をしてから、自分で感じたことをブログに書き、ホームページで紹介し、主に京都會の会員を対象にしたメーリングリストで情報を発信している。
- ・ 私個人の考えでは、完全オンラインを目指すべきだと考える。そのためには、添付書類の一部省略等の法改正が必要である。
- ・ 今の特例方式は実質書面申請であり、そのために登録免許税を年間100億円程度軽減しているのは、全くの無駄である。それでも特例方式のために新システムを開発して、

特例方式を続けるのであれば、現場としては協力するので、現場でやりやすいように、登記所内部の手引書も公開してほしい。

- 登録免許税を電子納付した場合は、印紙納付したときのように再使用ができない。そのため、電子納付を利用していない人が多い。一つの案であるが、配布資料3の44ページの提案をする。財務省と交渉すれば実現可能と考えるので、電子納付の利用促進のために、検討してほしい。

(水谷司法書士・土地家屋調査士)

- 司法書士と土地家屋調査士とを兼業している。
また、総務省の電子政府推進委員会をしており、津地方法務局管内でオンライン化されたときに登記第一号を私が出した。特例措置が始まってすぐ、平成20年2月、3月と障害が多かったので、三重県の司法書士の青年会会長として、会長名でオンライン廃止せよという意見書を法務省に提出した。来年2月には、司法書士会の青年会の全国大会を行う。オンライン申請するメリットが利用者になくことについて議論する予定であるが、よければ来ていただきたい。
- 意見の1つ目は、登記識別情報は廃止すべきであり、登記済証に戻してほしいという意見である。先月の事例であるが、所有権移転登記をするのに登記を確認したら、相続登記がしてあるはずなのに、登記は前のままであったため、登記済証を登記官に持っていき、職権で登記をしてもらったことがあった。また、住所がつかない場合が今でもあり、その場合に登記済証が使われている。このような従来の登記済証にあった機能が登記識別情報にはないため、利用者に使いやすい機能を持っていた登記済証に戻してほしい。
- 登記識別情報の提供が面倒である。なぜ、不動産番号と、登記識別情報のみの提供で有効証明請求ができないのか。登記識別情報提供様式で、複数の義務者の登記識別情報を1つの提供様式で作成し請求したところ、そのまま課金されたが、法務局からは証明は出せないと言われた。課金はされるが、証明書は出さない欠陥システムになっている。
- 登記識別情報の有効証明は、何か手違いがあれば補正機能があるべきなのにそれがない。
- 申請書については、書面申請に類似の項目があるのかというのが疑問である。商業登記のように、登記事項は登記事項として、申請人が自由に書く方式でいいのではないか。
- インターネットによる登記情報の取得については、特に土地家屋調査士を兼業していると、古い証明書や図面等を取得する必要があるが、現行システムでは取ることができず、結局、法務局へ行かなければならないので、早急に改善してほしい。
- 何故管轄というのがあるのか私には理解できない。表示は、現地調査があるので管轄はいるだろうが、権利や商業・法人登記で何故管轄がいるのか疑問である。
- 司法書士と土地家屋調査士の兼業者の場合、両方の電子書名を使おうとすると、非常に使いにくい。電子署名の規格がばらばらであるのが原因であるため、電子署名は統一してほしい。
- 図面は、地図情報システムが導入されている登記所ではXML又はTIFFで、地図情報システムが導入されていない登記所ではXMLで送付することとなっているが、図面データを送付したものの、登記所で読めないという苦情が多々ある。これは、地図情報システムが導入されている登記所と導入されていない登記所が混在していること、送られた図面データを登記所内で読むソフトなどが原因だと思われるが、早期に図面データの送付関係を全登記所で統一してほしい。
- オンライン申請しても、結局、別送書面が届かないと登記所は審査を開始しないので、いくら早くオンライン申請をしても、後から申請された書面申請が先に処理されてしま

うので、改善してほしい。

(三好司法書士)

- ・ 不動産登記法が改正され、オンライン申請が開始された平成17年当時は、全く使い勝手が悪く、0.02%しか普及していなかった。そこで、現場の声を反映しないと普及しないと働きかけて、平成19年8月、自民党(自由民主党政務調査会司法制度調査会)に登記オンラインプロジェクトチームができて、法務省も参加し、司法書士、全国銀行協会や有識者の様々な意見を反映して、やっと普及できるような体制となった。
- ・ 同PTで、半ライン、いわゆる添付書面は管轄法務局に持参、あるいは送付し、申請書及び登記原因証明書だけをオンライン申請する方式が検討され、平成20年1月15日、不動産登記オンライン申請に関する特例方式が実施されたことにより10数%の普及となった。この方式も割と便利でメリットがある。遠隔地や統廃合により、法務局がなくなった事務所等はわざわざ法務局まで行かなくてオンラインで申請できるので、大変メリットがある。普及させるために登録免許税を5,000円軽減するのも、国民にとってメリットがある。
- ・ オンライン申請導入時に、今回のような意見交換の場があれば、最初からもっと使えるシステムになっていたはずであり、今後も頻繁にこのような意見交換会をしてほしい。
- ・ 新システムについては、芝司法書士と同様、Webサービス連携方式の民間事業者のテストの前倒しを要望する。
- ・ 完全オンラインは、不動産登記法の改正をしないと、国民のためにはならない。それには、法務省だけで検討するのではなく、司法書士は国民のための代理人であるので、私どもの意見を取り上げて、今日と同じように意見交換会をしながら構築していったほしい。

(日本司法書士会連合会 加藤常任理事)

- ・ 本日は、先日の意見募集に関してということであるが、その前に、登記識別情報の問題について発言したい。連合会は、かねてから登記識別情報自体は、存置すべきであるという意見であるが、やはり使いづらいというのは間違いないので、その改善を早急にしてほしい。
- ・ 新システムでは、法務省が提供するソフトを使う方式と、民間事業者が提供するソフトを使う方式があるが、この民間事業者が提供するソフトを使う方式については、事業者がなるべく早く環境を整えられるように情報の提供を前倒しして万全の措置をしてほしい。また、法務省が提供するソフトについても、これまでも要望しているとおり、習熟期間を十分にとるように対応してほしい。
- ・ 申請用総合ソフトは、申請書の作成とオンライン申請とが一体化され、連合会の要望も多数反映され、非常に使い勝手が良くなっていると感じる。ただし、連合会で問題と考えている点として、例えば、複数の司法書士、資格者が存在する事務所においてネットワークを通じて、同一のデータベースを使って作業を別々にして申請をすることが、申請用総合ソフトではなかなか難しい面がある点がある。これからの司法書士事務所は多くの資格者が一つの事務所で、ネットワークを利用して申請するということが増えてくると思うので、その対応を強く要望する。
- ・ 申請用総合ソフトでは、資格者が一人で、それを補助する事務員がその資格者のために申請の準備をする場合、その同時作業が難しい面があるので、その対応も強く要望する。
- ・ 新システムでは、登記は先行するが、電子公証、供託、成年後見登記はその次の段階になるとの説明があった。このため、ドットネットフレームワークを用いた新しい申請

用総合ソフトと、Javaを使った現行の申請書作成支援ソフトが併存することになるので、問題はないとの説明を受けてはいるが、それが確実に問題ない形で進められるように要望する。

- 申請情報の入力 of 省略化について、新システムでは大分改善されているが、同じ情報を何回も手で入力したり、又はコピー&ペーストをするのではなく、システムの中で引用やコピーができるような省略化を要望する。
- 申請情報作成の画面は、書面申請の様式が前提とされているが、もう少し一覧性のいいものにしてほしい。例えば、申請書の形式ではなく、表のような形式の中にデータを入れ込んでいくというようなものも一つの方法ではないかと考える。
- 日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）では、これまでオンライン申請を推進することに協力をしてきたが、先ほど指摘したように、新システムで、例えば、法務省提供のソフトを使っている事務所で使い勝手が悪いということになれば、一時期又は相当長い期間オンライン申請の利用率が非常に下がるのが予想されるので、ぜひその点も考慮してほしい。

（内田土地家屋調査士）

- 静岡でオンラインの促進委員長をやっている。オンライン促進委員会からオンライン申請の利用をお願いすると、多くの会員はやってくれるが、少なくない会員が途中であきらめてしまう。このため、モチベーションをいかに保つのが重要であり、モチベーションが高ければ、多少面倒や障害があってもそこに立ち向かっていけると考えている。例えば、オンライン申請率50%を達成したら「こう変わるんだ」とか、「こういうことがもっと便利になります」とかそういう宣伝があると勇気を持って進んでいけると思う。特に調査士は真面目な方が多いので、やる意欲を高めるという面でもっと宣伝していただけると非常にありがたい。

（田畑土地家屋調査士）

- 本日は、登記・供託オンライン申請システムについてのことなので、法改正のことは別にするが、今後、利用率をアップしていくために、今回のような資格者代理人との意見交換の場を今後も設けてほしい。
- 司法書士と土地家屋調査士とで電子署名用のICカードが違って切り替えが必要という点は、是非、改善を要望する。また、電子署名の回数も今まで添付ファイルごとに署名をしていたが、それも最後に一回署名するだけにしてほしい。
- 申請用総合ソフトでは、オフラインでデータを管理することができるとのことだが、そのデータに対するバックアップ及びデータのリストアを是非実現してほしい。
- 新システムでは、受付のお知らせ、法務局からの通知が非常に見やすくなっていると感じた。登記完了証については見本がなかったが変更があるのか示してほしい。
- 外字が非常に使いづらいので、外字の整備を要望する。
- オンライン申請として一番ネックになっているのが書面の原本の提示についてであるが、これは登記令等の改正を伴うことなので、また後日、法改正等の発言もできる機会があればその時に要望したい。

（日本土地家屋調査士会連合会 松岡会長）

- 私どもは、この計画が持ち上がった2001年ぐらいから、積極的にこの問題に注目し関与してきたが、最終的に連合会の中でも、100年、200年あるいは400年、紙の歴史で来たものを、オンラインという目に見えないものに電子化することで、どうなるのかという大変恐れや不安があった。そこで様々な議論をしたが、結果として、これを

積極的に受け入れようと決意した。

- その根拠となったのは、IT戦略本部や国の大きな政策としてのIT立国やe-japan計画であった。そういった一連の国の大きな骨子として、進められた政策の中で、私ども国家資格者として、こういったものを積極的に受け入れていくのは責務であろうということから取り組んできたが、その他、国際競争力を高めるであるとか、色々な情報を多元的に活用することもうたわれてきた。
- また、国や依頼者にとっても、オンライン化によって、登記所の迅速化や、申請人又は代理人の業務の省略化を図れるのであれば、それは結果として依頼者の利便性の向上、あるいは経費の節減につながるであろうという思いもあった。
- 政府の登記所の適正配置の方針と関係においても、表示でも必ず現地における調査、測量等の確認作業と登記所における調査、あるいは申請手続きの両方が必要なことから、登記所から遠く離れた地にいる申請人、あるいは代理人が、オンラインにより登記所に容易にアクセスできるということは、資格者代理人にとっても、依頼者にとっても非常にプラスであろうと考えた。
- 登記識別情報の採用とあわせて、資格者代理人による本人確認の制度が導入されたことにより、オンライン申請を通じて専門家としての資格者代理人としての立場が明確になった。また、土地家屋調査士固有のものとしては、不動産登記規則93条で土地家屋調査士の作成する不動産の調査報告書制度があり、このような専門家としての職責、業務の位置付けが図られた。
- さらには、登記申請情報や、地積測量図、建物図面、その他の添付情報を電子的に提供することによって、各種の情報の登記申請の局面への活用以外に多目的な活用が図れ、それは国家的に非常にプラスになり、社会、国民にとってもプラスになると考える。例えば、地図への反映、不動産情報の開示、土地情報としての活用、情報の再加工、再利用、反復利用といったものが可能になるのではないかと考える。
- このような多面的な情報の活用を図るには、特に表示に関しては、昔から、コンピューターに慣れ親しみ、そして測量図もすべて電子的に処理しているので、これが電子的に活用されることによって、大いにプラスになるであろうと、こういうような大きな夢とプラス思考で考え、取り組んできた。
- 既に、大変な労力を使いながら、また、促進委員という制度も作って、全会的に皆が活用しようと、ICカードについても、13,000以上の方に持っていただいている。しかしながら、そういった中でまだまだ改善していただくことがたくさんある。
- 登記識別情報については、我々は司法書士に比べて極端に利用する機会が少ないので、私から特にこの言及はしないが、添付書面の省略化はこれまでも法務省へ要望しており、更なる改善を要望する。
- システム全体でも更なる改善を要望する。資格者代理人にとってより使い勝手の良いシステムとすることが一番肝心なことではないかと考えるので、私どもの改善への要望について、協議会も随時行っているが、今後とも、今回のような場を設けてほしい。

(日本土地家屋調査士会連合会 國吉常任理事)

- 日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）のオンライン登記推進室長をしている。
- 日調連では、オンライン登記の促進のために、様々な要望を民事第二課を通して行っているが、登記・供託オンライン申請システムについては、他のシステムとの連携が一番重要だと考えており、特に、地積測量図、建物図面といった図面については、地図情報システムとの関連が重要だと考えている。
- 土地家屋調査士は、添付情報が非常に多い。添付情報のうち、図面についてはT I F

F（又はXML）、他の添付情報についてはPDFと限定されている。このPDFについては、困難であると思うが、PDF作成ソフトの提供を継続して願います。また、PDF作成ソフトがない場合に、TIFFで提出可能とすることを要望する。

- ・ 新システムはJavaに依存しないシステムとなっているが、日調連の電子署名のツールはJavaを使用している。このJavaに依存するXMLの署名ツールは、新システムになっても、引き続き利用できるであろうとの説明は聞いているが、事前に十分な検証を行ってほしい。
- ・ オンライン登記申請の問題点として、依頼者側に渡す成果物が、紙申請よりもオンライン申請の方が見劣りする点が、非常に苦勞するところである。例えば、登記完了証は、オンライン申請では、公印が付かない。そうすると、金融機関やデベロッパーの方から、なぜかと聞かれる。資格者代理人がメリットを感じる以前に依頼者側がオンライン申請でやるとメリットを感じるシステムを、ぜひ構築してほしい。

○ 各参加者から意見発表のあった点等につき、以下のとおり、意見交換が行われた。

・「電子納付の利用促進のための提案」（資料3、44ページ）について

（民事第二課）「電子納付の利用促進のための提案」については、今後検討する。検討結果がどうなるかについては、ここでは約束できないが、提案のあった内容について、今度、詳細を聞きたい部分もあるので、その際は直接連絡させていただくので、御了解いただきたい。

・登記識別情報のシールについて

（民事第二課）登記識別情報通知書のシールがはがれにくいという問題については、本当にご迷惑をおかけして申し訳ないと考えている。これから発行される登記識別情報通知書については、既に公表しているとおおり、用紙・デザインを変えて対応しているが、既に発行されている部分は未解決となっている。これについては、正に今、検討しており、検討も最終段階にきているので、もう少しで、具体的な形で示すことができると思っている。

（三好司法書士）登記識別情報通知書のシールに関連して、のりの耐用年数はどのようになっているのか。例えば30年後にシールをはがすといった試験はしていないのか。また、約50年間登記識別情報通知書を持つ方もおられ、50年後に初めてシールをはがし、登記識別情報が読み取れない場合も大いに有り得る。その辺りはどのようになっているのか。

（民事第二課）のりの品質についても、検討し、業者に調査してもらっているが50年後も問題ないと言われると、なんとも言えないところである。登記識別情報の提供方式や、管理の方式については、様々な問題があることも認識しており、引き続き検討する。具体的な手法について、今後も御意見を聞き、協議させていただきたいので、今後もよろしく願いたい。

（中村政務官）少し補足すると、登記識別情報通知書が物理的に棄損することは、現在のシール方式をとる限りあり得ることである。現在、検討しているのは、どのような手続をもって再び発行するのか、その手続の内容についてということである。

・文字コードの問題について

（大成CIO補佐官）坂巻司法書士から指摘のあった文字コードの問題、JIS2004水準が外字扱いになるということについて、外字については、法務省のみでなく、総務省や財務省等の各省で共通化されていないことが問題になっている。これについては、

各省のＣＩＯ補佐官で検討しており、今年度中にＣＩＯ補佐官の結論をまとめるという考え方でやっている。この提案に沿って法務省も対応していくと考えている。

(坂巻司法書士) 登記・供託オンライン申請システムは、J I S 2004に対応するということが。

(登記情報センター室) J I S 2004については、資料5の項番41, 111等の意見に対する回答にも記載しているとおり、登記・供託オンライン申請システムだけでなく、これと連携する登記情報システム等での対応が必要となるため、その影響を見極める必要があり、現状では、現行どおりJ I S 1997を使用することを予定している。しかし、Windows Vista以降、J I S 2004が標準として採用されてきていることは承知しているので、J I S 2004への対応について引き続き検討していきたい。

(武田司法書士) 関連して、登記の関係システムの外字ファイルについて、登記統一文字を使った後に戸籍統一文字に移行する予定か。

(登記情報センター室) 新登記情報システムでは、外字を含め、全国の登記所間で統一された一つのコードの文字である登記統一文字を用いることとしているが、この登記統一文字と、戸籍統一文字とは別管理となる。

(武田司法書士) 登記統一文字を使った場合、戸籍統一文字に連動しないのではないか。

(登記情報センター室) 戸籍統一文字の文字コードを登記申請にそのまま使う予定はないが、今後、登記統一文字のオンライン申請での活用の在り方は検討していきたいと考えている。

(大成ＣＩＯ補佐官) 今の登記情報センター室の説明は現状の話であり、このような問題点について、ここ2～3か月検討しているが、まだ、政府としての意思決定に至っていないので、ＣＩＯ補佐官サイドの提案をまとめている最中である。この提案には、今の内容も入っている。もう少し待ってほしい。

(中村政務官) 大成ＣＩＯ補佐官の仕事の位置付けについて述べると、各省庁に情報処理に関する専門家が省庁にいないため、民間から知恵を借りるという形で非常勤で来ていただいているのが、ＣＩＯ補佐官である。その各省のＣＩＯ補佐官が集まり連絡協議会を作っている。そこでの議論を、先ほど大成ＣＩＯ補佐官から説明してもらったということである。

・「Webサービス連携方式」の民間事業者のテストについて

(登記情報センター室) 新システムへの切り替えの期的な問題として、民間事業者のテストが可能になるのが平成23年1月11日からで、十分なテストが可能かということについては、テスト開始時期は、資料5の項番1の回答のとおりである。

年末年始の期間に新システムと個別システムの連携テストをするため、民間事業者へテスト環境を提供する時期は、1月11日以降になる見込みである。ただし、民間事業者のテストについては、設計情報提示に係る説明会を本年度末(平成22年3月末)に予定しており、その際、民間事業者から実情や、テスト日程に関する要望を聞いて、民間事業者と相談しながら、進めていきたい。

(芝司法書士) テスト期間が十分に確保できない場合、2～3週間、新システムの運用開始を延ばすことは可能か。

(小川総務課長) 法務省としては年度末と年度当初に運用を開始するのは避けたいというのが本音である。このため、運用開始を年度末より早い2月に設定している。これからの検討となるが、年度末と年度当初を避けたいというのは御理解いただきたい。

(登記情報センター室) 大きなシステムの改修のため、運用開始を平成23年2月の3連休としているが、そこから延期するとしたら5月のゴールデンウィーク等になる。この場合、事件数が増加している年度末を現行システムで乗り切れるのかという問題が

あるため、現在は、2月の3連休を設定している。

(中村政務官) 今の説明のとおり、できるだけ平成23年2月の3連休で運用を開始した方が現場の方々にとって良いだろうし、申請件数が多いと予測される年度末も、新しいシステムであれば処理可能だろうという動機で2月に設定している。年度末と年度当初は、おそらく皆様も大変かと思うので、その時期をずらすとなると平成23年5月程度にずれるとういう趣旨であると考えていただきたい。ただし、これは予算との関係もあるので、できるだけ避けたいということを理解していただきたい。

(芝司法書士) 私ども、オンライン申請件数を増やすということで、そうメリットもない部分についても努力してオンライン申請をしている。年度末に事件数が集中して現行システムでは心配ということであれば、必要なものだけオンライン申請して、順位を争わないとか、減税メリットが少ない申請は、年度末や年度当初を避けることは可能である。それよりも、いざ運用を開始して不具合が出て、使い物にならない場合の問題の方が、ずっと大きいと考える。東京電力方式ではないが、夏場の電力不足の場合に、節電を呼びかけるという方法もある。

(中村政務官) 御意見は十分理解して、それを踏まえて取り組んでいきたい。

・ネットワーク環境における「申請用総合ソフト」の複数人での利用について

(登記情報センター室) 日司連からのネットワーク環境での複数人での利用への対応については、現行の「申請書作成支援ソフト」は、申請書の作成を支援するためのソフトで申請書や公文書の管理はできなかったが、今度の「申請用総合ソフト」は、申請書の作成や申請後の公文書の管理を1つの領域で行うため、ここを複数の人が同時に操作すると、更新がバラバラになってしまうため、1箇所から更新をかける等の制約が生じている。ただし、複数の資格者及び補助者がいる場合の作業も可能と考えており、その説明の資料を作成中であるので、別途、日司連と相談して、その結果と資料も公表することとしたい。

・JREとドットネットフレームワークの併存について

(登記情報センター室) JREを使用したソフトとドットネットフレームワークを使用したソフトが並存する時期が出てくることについての支障はないと考えているが、万全のテストをしていく。

・データのバックアップ及びリストアについて

(登記情報センター室) データ管理をオフラインで行った場合はローカルディスクにデータが入っているため、バックアップやリストアが可能かについては、申請用総合ソフトで用いるデータ全体(データファイル)のバックアップ及びリストアは可能である。方法としては、申請用総合ソフトからバックアップの操作をすることも可能であるし、データファイルを別途コピーする方法もある。なお、ディスク全体のバックアップであれば、一般的なWindows配下のユーティリティでのバックアップをすることになる。

・登記識別情報の有効性自動検証について

(芝司法書士) 登記識別情報の有効性検証の自動検証システムはどうか。

(登記情報センター室) 登記識別情報の照合等を行っているのは、登記情報システムであるため(資料1の2ページ参照)、登記・供託オンライン申請システムの開発で対応する部分ではないが、登記情報システムの改善として、対応しなければならないものであり、引き続き検討していきたい。

(島崎司法書士) 自動検証は今回は無理 (目途もたっていない) というのか。

(登記情報センター室) 登記・供託オンライン申請システムの開発とは別で、登記情報システムの改善になるものである。ただし、問題意識は以前から持っているので、引き続き、自動化に向けて検討していきたい。現状は、いつまでにできますと言える状況にはない。

(島崎司法書士) やっぱりできませんでしたということもあるということか。

(登記情報センター室) そうはしたくないと考えている。

・登記識別情報提供様式について

(芝司法書士) 登記識別情報の提供も、改善はするが現状の不便は抜本的には解消されないということか。

(登記情報センター室) 登記識別情報の提供様式は、申請書の提供様式のボタンを押すと、申請書から権利者、義務者、物件情報等の情報を取り込んだ上で、提供様式の作成が始まるという状態にすることで、提供様式を作成する作業を簡素化することとしている。

(芝司法書士) 現状の法改正を伴わない登記・供託オンライン申請システムの開発では、登記識別情報の提供方法がオンライン申請を選ぶか紙申請を選ぶかの大きなポイントになるので、できる範囲で簡単に登記識別情報を提供する方策を、最大限努力していただきたい。

・登記識別情報の受領方法の入力について

(三好司法書士) オンライン申請で登記識別情報を紙で受領する場合、現状は、登記識別情報通知は書面による交付を希望するという文言を申請書ごとに入力しないといけないので、例えば、既存の文言を選択する方式にするなど、簡略化を是非お願いしたい。

(登記情報センター室) 資料2の6ページの画面中、登記識別情報通知希望の有無という欄があり、初期表示は「登記所での交付を希望する」というメニューになっている。これをプルダウンで、希望しない場合も含めて選択してもらう方法を予定している。

・登記情報検索からの取得情報について

(坂巻司法書士) 物件情報の取り込みについて、現行システムでは、所在、地番、家屋番号しかダウンロードして利用することができないが、登記・供託オンライン申請システムではこの点は改善されるのか。登記情報までとは言わないが、少なくとも、地目、地積等、物件情報に関して、完全にダウンロードして利用できるようにしないといけないのではないのか。現状のままではダウンロードしてもそれを加工しなければならぬ。ダウンロードした物件情報を加工せずにそのまま送付できるようにすれば、利用者のみならず、法務局にとっても、間違いがなくて大変便利である。

(登記情報センター室) 現状として、対応が困難な理由が2点ある。1つ目は、資料1の2ページのとおり、オンラインで物件検索をするシステムである「登記ゲートウェイシステム」は、今回の開発の対象外となっていること。2つ目は、仮に登記ゲートウェイシステムの改善を図るとしても、これは無料で利用できるシステムのため、無料で取り込める情報を増やすことで想定外の利用がされることがあるため、どこまで無料で取り込める情報を増やすかということについて慎重に検討する必要があることである。これらについて、引き続き検討することとしたい。

(坂巻司法書士) 物件情報に関して、所在、地番だけに限定する必要性があまり感じられない。個人情報という問題もないので、特段問題ない範囲ではないかと考える。是非とも、操作性を向上させる基本的な部分だと考えるので、よろしくお願いしたい。

・登録免許税納付用紙等について

(武田司法書士) 資料2の10ページの13号様式と印紙台紙について、これは両方一度に印刷されるのか。それとも、選択可能か。

(登記情報センター室) 選択可能である。具体的には、資料2の3ページの処理状況表示画面(メイン画面)のアクションを押すと、13号様式や印紙台紙の印刷をするメニューが出てくるので、そこで選択することとなる。

・登記情報検索の運用時間について

(水谷司法書士) 物件検索について、今回は改修対象外という話だが、現在の19時までしか使えないというのは改善されないということか。

(登記情報センター室) 現在は、物件検索が19時まで、オンライン申請が20時まで、登記情報提供が21時までとなっているが、登記・供託オンライン申請システム稼働時には、すべて21時にそろえたいと考えている。

・申請書様式について

(坂巻司法書士) 中村大臣政務官からもお話があったように、申請書様式については、1つ1つの項目について申請書の記載にとって必要なかどうかという検証が必要ではないか。申請年月日等、特段記載の必要がないものもあるのではないか。申請書の様式自体もオンラインに合わせた形で変えることが適当である。商業登記と同様、登記すべき事項(記載事項)とその他の審査事項を分けて入力することとしてはどうか。同様に、登記すべき事項(記載事項)については、項目ごとに入力するのではなく、記載例を利用して一括して入力できる方式にしてはどうか。

(武田司法書士) 登記・供託オンライン申請システムで使う申請用総合ソフトの申請書様式は、書面を基にしたものではなく、別の新しいものにしてほしい。ただし、先に書面の書式を変えるという手段もある。それにオンライン申請も合わせることも考えてほしい。

(登記情報センター室) 申請書様式の抜本的な見直し自体は、オンライン申請システムというよりは、連携している登記情報システムそのものの改修がほとんどであるが、登記すべき事項というやり方のほうが、システム的にはやりやすいというのは間違いはない。今日のこの場では、商業と同じ入力方式にしてほしいという意見が多かったが、書面と同じように入力できるようにという声も、まだまだ多いのではないか。いずれにしても今回のシステムの開発とは別に、引き続き検討していきたい。

(中村政務官) 両連合会に聞きたいのだが、オンライン化するという事は、既存の書面での手続を見直すということも、ある種不可欠なことであり、オンラインに適切でないことに関して、書面そのものを変えるということが必要ということもあると考える。今の件については、両連合会ともに、書面をベースにしたものの方が良いのか、それとも、オンライン化を促進していくためには入力の手間も省力化するために、書面を変えることも含めて、別の入力方法があってもいいという意見が多いのか、どちらであるか。

(日司連 加藤常任理事) 書面による書式の形式にこだわらず、表形式で権利者と義務者ごとに入力していくという方法が合理的ではないかと考えている。ただし、すべての司法書士が表形式に対応できるかという点、書面の方が慣れているという者もいるかと考える。このため、圧倒的多数が表形式にしてくれという話ではないと思う。私どもの要望としては、非常に難しいというお話は聞いているが、2つの方式の選択ができるというのが理想と考えている。

(日調連 國吉常任理事) 申請をする我々代理人が考えているのは、書式にはこだわらず入力自由で、簡単にできる方を好む。ただし、依頼者のことを考えた場合、私どもがただ申請をして結果が登記簿に反映できましたというのを依頼者側にご理解いただくのはまだまだ先だと考える。それについては法務省にも啓蒙をお願いしたいというのが現状である。入力画面については、簡便な方法でいいと考えるが、入力画面だけでなく、出力についても考えなくてはならないということをお願いしたい。

(中村政務官) 出力については、また別途配慮しないといけないということは、良く分かる。

・資格者代理人による本人確認情報の提供について

(中村政務官) 登記識別情報に代わる方法として、資格者代理人が本人確認を行う仕組みがあるが、資格者代理人が本人確認をする時の手続きが非常に煩雑で、それが現実的には使えないとの指摘があった。その点に関しては、運用の改善ということで対応することはできないのか。

(民事第二課) 具体的にどのような事案があるか、個々にお知らせいただいて、それに對してどのような対応を具体的にとっていくかを考えていきたい。

(島崎司法書士) 例えば、(担保権抹消の場合に、金融機関の実印押印と印鑑証明添付の問題も重大な問題であるが) 遠隔地の場合に、登記官は他の登記所の登記官に任せて確認ができるが、資格者代理人は共同代理という方法しかとれない。私が遠隔地の司法書士に頼んで確認してもらおうということができない。

(武田司法書士) 本人確認は基本的に面談と言われており、法改正が終わった後のQ&Aだったと記憶しているが、遠隔地の地元の司法書士に本人確認をお願いして、私が代理人として申請できないかと聞いたところ、認められないと言われた。申請代理人本人の面談が必要ということであった。

(民事第二課) 資格者代理人による本人確認制度は、申請行為をしている代理人本人が確認しているから問題ないという制度設計になっているので、申請行為をしている者という限定をつけている。今後どうするかは検討が必要であろう。

(中村政務官) 資格者代理人であるAとBという二名がいた場合は、AがBに委任できず直接本人確認しなければいけないという合理性はどこにあるのか。AとBが業務委託をしているような場合、BがAの確認行為の代理を委託するという行為に関しては、法的に何ら問題がないように考えられないのか。

(民事第二課) 申請行為をしており申請行為に責任を持っている資格者代理人が本人確認をしていることで、信頼性が担保されるというところで制度が始まったので、そういう仕組みにしている。

(中村政務官) 遠隔地のような場合、Bが資格者代理人であった場合、なぜ、AがBに本人確認を委託することはできないのか。もちろん、BがAの単なる知人であった場合は問題があると思うが、Bが本人確認を行った申請に対して、もし、そこに瑕疵があった場合は、Bに委託したAも何らかの懲戒を受けるということまでカバーすることができれば、つまりBの本人確認が不正であった場合の責任はAも負うことにすれば、問題ないのではないか。

(民事第二課) 制度発足時の考え方は、先ほどの説明のとおりであるが、今後、今政務官から指摘があった点を踏まえた検討もありうると思う。

(中村政務官) 検討してください。

(島崎司法書士) (登記所の) 事前通知の場合は、郵便のやり取りだけであるが、司法書士の本人確認情報には、郵便のやり取りだけでは確認情報とすることはできないという理解でよいか。

(武田司法書士) 本人確認情報を作成する場合は、面談が条件になっている。一方、登記所は本人確認するために、郵便で通知しているだけである。事前通知というのは、登記官が本人に面談しているわけではない。翻って、司法書士の場合は、なぜ、本人に面談しなくてはいけないのか。

(日司連 今川副会長) 本人確認情報については、連合会でも検討している。先ほど中村政務官が言われたとおり、本人確認を委託するという点についても、検討している。ただし、本人確認というのは、依頼者から委任を受けた司法書士が全責任を負っている。その本人確認の一部を、第三者に任せていいのかというのが、一点問題である。そして、単なる面談をする行為であれば、司法書士でなくてもいいのではないかと、という問題も出てくる。資格者代理人の本人確認というのはそもそもなんなんだという議論にもなる。単に面談をするというのは、事実行為なので、それが誰でもできるのかという話も出てくる。そこで、申請者とつながりがあるという部分で、資格者代理人の本人確認に意味があるんだという意見もある。今後、法務省とも協議していきたいと思っている。

現在、司法書士の本人確認情報の提供制度というのは、(登記識別情報)制度を代替的に補完するという形(実質的には選択的制度になっているとも言えるが)になっているが、我々の本人確認は、実はかなりセキュリティレベルが高いのではないかと、いうことで、もう少し改善してほしいという要望も、日司連執行部では正式に出している。これらを含めて、司法書士の職責をきちっと維持しながら本人確認をどうしていくかというのを検討していきたいと考えている。

(民事第二課(今指摘のあった) 本人確認情報への意見については、今まで問題点の認識がなかった点もあるので、今指摘のあった点も含めて、十分検討していきたい。なお、現在の法律に照らすと、申請した代理人が本人確認しなくてはならないとなっており、この点を変えようということになると、法改正が必要となってくるということもある。

・登記・供託オンライン申請システムにおける登記識別情報の開発規模について

(島崎司法書士) 登記・供託オンライン申請システムを開発するに当たって、登記識別情報に係る機能(システム)が開発全体に対してどれだけのウェイトを占めているのか。それによっては、せっかく開発しても、登記識別情報が使い物になるかならないかで、余計な予算をかけることになるのではないかと考える。前提として、その辺の判断はされないのか。結局、現行制度ありきで進めてしまうということになってしまうのか。

(登記情報センター室) 登記・供託オンライン申請システムは、申請人から送付された情報を連携する個別システムへ受け渡すシステムであり、登記識別情報についても、基本的に、他の情報と同様、情報を受け渡すだけである。登記識別情報に関する事務処理は、主に登記情報システムでの処理となるので、登記識別情報制度を大きく変更する場合は、一番大きく影響するのは、登記情報システムであり、登記・供託オンライン申請システムの機能の中で、登記識別情報の占める部分が大きいということはないと考える。

(島崎司法書士) それでは、登記識別情報に係る機能(システム)を登記・供託オンライン申請システムから外したとしても、システムとしてはあまり変更ないということか。

(登記情報センター室) 登記識別情報がなくなったとしても、関係様式を送付しないというだけのことなので、登記・供託オンライン申請システムの開発規模の中で、それほど大きな変更となるわけではないと考える。

(日調連 松岡会長) 今日は色々なご意見があつて、私も勉強させていただいた。今回の

意見交換会で特に日調連が言いたいのは、決して私ども、少なくとも日調連はオンライン申請を否定的に考えているわけではなくて、もっともっと迎え入れたい、そのためにどうしたらいいかというのを、積極的に協議していきたいということである。これは、攻撃対防御ではなくて、協議の場をどんどん持って、前向きに進んで行きたいということである。そうでなければ、私どもがこの4年、5年とずっと取り組んできたことが全く活かされないということになる。登記・供託オンライン申請システムの改善は、日本にとっても国民にとっても非常に大事なことだと思うので、そういう視点でよろしくお願いしたい。

○ 座長あいさつ
(中村政務官)

本当に今日はみなさま、ありがとうございました。最後の松岡会長からもご意見いただきましたけども、私たちが当然、オンライン申請をやめようと思っているわけではありません。進めていく上で、大きなハードルになっているものが多数あるのではないかと、皆様から御指摘いただいていると存じます。そういう視点で考えますと、先ほど私から最初の方に申し上げたように、御指摘をいただいた点に関しては、例えば登記識別情報そのものを廃止するのではなくて、それに代替する手段があるのではないかと。そういうことを全部検討して、一つ一つ障害になっているものを取り除いていき、そして何よりも、資格代理人の皆さんや依頼される申請者のみなさんの負担を軽減する。そして、法務省の仕事を合理化していく。この二つの目的を達成していきたいと考えておりますので、またご意見を賜れば幸いです。本日は本当に、ありがとうございました。

<以 上>